

第四十八回国会 衆議院 内閣 委員会議録 第十一号

昭和四十年三月二日(火曜日) 午前十一時十五分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 伊能繁次郎君 理事 佐々木義武君

理事 辻 寛一君 理事 永山 忠則君

理事 八田 貞義君 理事 田口 誠治君

理事 村山 喜一君 理事 山内 広君

理事 井原 岸高君 理事 岩動 道行君

加藤 高藏君 網島 正興君

藤尾 正行君 保科善四郎君

西ヶ久保重光君 大出 俊君

出席國務大臣 法務 大臣 高橋 等君

出席政府委員

検 (大臣官房) 理事 勝尾 謙三君

部長 (大臣官房) 理事 新谷 正夫君

検 (民事局長) 事 津田 實君

検 (刑事局長) 事 大澤 一郎君

法務事務官 (矯正局長) 事 八木 正男君

法務事務官 (入国管理局長) 事 吉河 光貞君

公安調査庁長官 事 山根 治君

検 (大臣官房) 司法 事 加藤 重喜君

法制調査部司法 事 加藤 重喜君

法制課長 事 加藤 重喜君

専門 員 加藤 重喜君

二月二十六日

委員湊徹郎君及び西ヶ久保重光君辞任につき、その補欠として一萬田尚登君及び岡田春夫君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員一萬田尚登君及び岡田春夫君辞任につき、その補欠として湊徹郎君及び西ヶ久保重光君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員西ヶ久保重光君及び角屋堅次郎君辞任につき、その補欠として石橋政嗣君及び石田有全君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員石田有全君及び石橋政嗣君辞任につき、その補欠として角屋堅次郎君及び西ヶ久保重光君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員高田富之助君辞任につき、その補欠として崎弥之助君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員高田富之助君辞任につき、その補欠として崎弥之助君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員高田富之助君辞任につき、その補欠として崎弥之助君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員高田富之助君辞任につき、その補欠として崎弥之助君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員高田富之助君辞任につき、その補欠として崎弥之助君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員高田富之助君辞任につき、その補欠として崎弥之助君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員高田富之助君辞任につき、その補欠として崎弥之助君が議長の名で委員に選任された。

よりにお扱いになっていきますか。

○高橋(等)國務大臣 臨時司法制度調査会の答申は適当なものと考えまして処理をいたしておるの

でございますが、まず、法律改正を要します問題については、すでに法律改正に着手をいたしてお

ります。しかし、その中でも各方面でまだ意見の調

整をなさねばならないものがありますので、この

国会でそうしたものが全部出せるというわけでは

ございません。意見の調整をして出すべきものはこ

の国会で出す。例の司法試験の問題等につきまし

ては、この国会でお願いしてまいりたいと思いま

す。また、実行でこれをやるもの、それは法律

しておりますが、その予算要求の冒頭に、臨時司

法制度調査会、臨時司法制度調査会にわたって、近代化等の

文章等も入っており、これを受けてかかしくしかじかの

しておるので、これを受けてかかしくしかじかの

予算要求をするんだというふうにつくられてお

るわけですね。ところが、政府折衝の間でどう

いうことになったかというところについても調べて

みましたけれども、ここに資料がございますけれ

ども、どうもほとんど通っていないという実情な

んです。というところになると、いまたいへん

けつこうだという意味のことがありましたけれど

も、どうもあまり政府の皆さん方もけつこうだと

考えていないのではないかと。つまり、最高裁判所

のほうは、臨時司法制度調査会にわたって、近代化等の

文章等も入っており、これを受けてかかしくしかじかの

しておるので、これを受けてかかしくしかじかの

予算要求をするんだというふうにつくられてお

るわけですね。ところが、政府折衝の間でどう

いうことになったかというところについても調べて

みましたけれども、ここに資料がございますけれ



十分に尊重して、職員の不利益を生ずることのないように配慮し、処遇の適正を期するという考えである、こういうふうに私は承っております。

以上、お尋ねの二点は最高裁に属する問題でございますので、この程度でお許し願いたいと思っております。

○大出委員　そこで、私はさつき冒頭に念のため申し上げたのですが、そのようなことがありますので、できるだけ打ち合わせをしておきたいというお話だったので承りたいわけなんです。どうして最高裁でなければならぬということになるとするならば、あらためて呼んでいただくか、あるいはまた別の場所が質問をするかしか方法がありませんけれども、そこで私の心配というのは、首切りなどは出さないということなんだそうでありまして、ただ配置転換ということが起こってまいりますと、いま申しましたように、松江の例をとれば、松江と広島なんです。それから、じゃ広島に通えといわれても、これは通える筋合いじゃない。してみると、首は切らぬといっても、結果的に通えぬからやめました。これは事済まない。こういう点が出てまいりますし、もう一つは、一方所いじれば全体的に異動という問題が起こってくる。配置転換という問題が起ってくる。そうすると、ここにもやはり単に裁判官の方々だけではなくて、事務担当の方もおられるわけでありまして、そうすると労働組合も存在する、こういう問題になってきますから、そこで私はその大筋を、要点でいいのですけれども、心配になりますから承っておきたい、こういう趣旨なんです。大臣も何でしたら、事務当局でもけっこうです。

○高橋(等)國務大臣　先ほど申し上げましたように、裁判所においては十分に職員の意向を尊重して、職員に不利益のないように配慮する、適正な配置をするのだということを申し上げております。これ以上は私から御答弁することはむずかしいのでございます。いずれにいたしましても、そうした問題もあり、また裁判所の支所の廃止というこ

とも、これは地方の住民にとりましてはたいへんな問題であります。慎重に裁判所も扱わらうと思っておりますし、法務省としてもそれはそういう考え方をいたしておるのでございます。

なお、御趣旨のある点は、私からも十分伝えたいと思っております。

○大出委員　次に、地方裁判所、家庭裁判所の乙号支部——甲号もありますが、乙号が重点になります。この七十七カ所の統廃合、こういうのが出ておられますけれども、これについて、今日何か所、そしてたとえどこを統廃合をされようというのか、その辺ひとつ御回答いただきたいと思っております。

○山根説明員　事務当局からお答え申し上げますが、地方裁判所、家庭裁判所の支部につきましては、最高裁判所の支部の設置規則で定めておられますので、もっぱら最高裁の所管するところでございまして、法務省としても最高裁と打ち合わせをいたしまして、今後どういうふうにいたしますか、まだ慎重に検討中でございます。またこの庁を廃止するという確定的なところまでまいっておりません。

○河本委員長　大出君に申し上げますが、法務大臣は十一時四十五分に予算委員会に出席せられるのでございまして、お含みの上質疑を続けられるより望みます。

○大出委員　そうですか、そのあと大臣の時間の都合はどういうふうになりますか。——実はどうして大臣に承らなければならぬことがありまして、これはいま前段なんです。それを聞きたいので、実は自分の質問の内容を打ち明けてしまうようなことになりまして、最高裁との関連があります。あえて質問を申し上げているのはその結果として大臣にひとつお考えをいただきたい、こういう筋がありますので、実は申し上げてお出ししてもどうも筋がつかないわけなんです。これは予算委員会の都合でありますから、まことにどうもやむを得ないことではありますけれども、

大臣が御答弁しにくい問題を事務当局から承るといふわけにもいかぬ筋だらうと思っております。中断をして、きょうどうしても承りますければ、明日とか明後日とか、これは私の権限じゃありませんから理事の方々の打ち合わせです。けれども、そんなふうにお願いをできないものかどうか。そのところもありませんので、どうしても実は大臣は承らぬとまずい問題なんです。

○河本委員長　ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○河本委員長　速記を始めてください。

次会は、来たる四日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十一分散会

昭和四十年三月六日印刷

昭和四十年三月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局